

指宿都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年5月19日法律第73号）において，都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，指宿都市計画区域においては，「世界に誇れる観光のまち環境温泉保養都市・指宿」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

指宿都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿児島県

《 目 次 》

1 . 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2 . 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	3
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
主要用途の配置の方針	3
土地利用の方針	4
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	5
交通施設の都市計画の決定の方針	5
下水道及び河川の都市計画の決定の方針	6
その他の都市施設の都市計画の決定の方針	8
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	8
主要な市街地開発事業の決定の方針	8
市街地整備の目標	9
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	9
基本方針	9
主要な緑地の配置の方針	9
実現のための具体の都市計画制度の方針	10
主要な緑地の確保目標	11

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

指宿都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の南薩地域に位置し、加世田市を起点とし鹿児島市を終点とする国道 226 号、指宿市を起点とし宮崎市を終点とする国道 269 号等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、温暖な気候、北東には本区域の位置する指宿市のシンボルである魚見岳^{うおみだけ}、干潮時に陸続きとなる知林ヶ島^{ちりんがしま}などの恵まれた自然環境や、旧石器時代の橋牟礼川^{はしむれがわ}遺跡などの古い歴史を有している。

南東部には温泉地帯を有し、昭和の高度経済成長期には、温泉、池田湖などを多数の観光客が訪れ、本区域は南九州観光の拠点として全国にその名を知られるようになった。特に、摺ヶ浜^{すりがはま}海岸の天然砂むし温泉は世界的にも珍しく、観光指宿の名所となっている。

また、本区域では、温泉保養都市としてのさらなるイメージアップを目指して、道路沿いや JR 指宿駅前広場等で南国風の植栽や花壇づくり等を進めるとともに、菜の花マラソン、菜の花マーチ、トライアスロンなどのイベントの充実を図っている。

一方、本区域では近年、郊外型大型店の立地により中心市街地が空洞化しており、中心商業地では商業・業務等の集積による活性化が必要である。

幹線道路については、国道 226 号を中心としたネットワークの形成のため、池田湖方面と市街地とを連絡する道路の整備、道路の未整備区間の整備によって、円滑な交通の確保、歩行者の安全性の向上等を図ることが必要である。

このようなことから、本区域では、恵まれた自然環境、温泉資源や、河川、海辺、緑地等の既存の資源を活用しながら、中心市街地の活性化、道路の整備、魅力のあるオープンスペースの確保、海辺を活用した都市環境の整備、下水道の整備等を行い、景観に配慮した快適な指宿らしい個性づくりを目指すこととして、

『世界に誇れる観光のまち 環境温泉保養都市・指宿』

を基本理念とする。

この基本理念を実現するため、次の 4 つの都市計画の基本方針に基づきまちづくりを進める。

美しいまちづくり

環境温泉保養都市の実現のため、住んでいる人、訪れる人にとって美しいまちの形成を目指す。

海・温泉・緑の自然を感じるまちづくり

温暖な自然環境と、鹿児島湾，温泉，魚見岳，知林ヶ島等の自然資源を活かし、「海を感じるまちづくり」，「温泉のあるまちづくり」，「緑の感じられるまちづくり」を目指す。

快適で利便性の高いまちづくり

恵まれた自然環境を活かしながら，にぎわいのある中心市街地，生活しやすい住宅，交流の場である公園の形成を図り，歩いて楽しい，安全，快適で利便性の高いまちを目指す。

歴史を感じるまちづくり

先史時代の橋牟礼川遺跡や，温泉とともに形成された歴史を活用し，歴史を感じられるまちづくりを目指す。

2) 地域毎の市街地像

^{たんば}丹波地域（指宿駅周辺，摺ヶ浜）

JR指宿駅周辺は，住民や観光客を対象とする商業・業務機能が集積する“商業・業務ゾーン”と位置づけ，交通ターミナルや，人・もの・情報が交流する本区域の“都市中心核”の形成を図る。

海岸線沿いは，“水と緑の軸”と位置づけ，海，海岸，砂浜，温泉，市街地が一体となった自然の豊かな市街地の形成を図る。

摺ヶ浜地区は，温泉・宿泊施設が集中していることから，「環境温泉保養都市」としての本区域の中心地のひとつとして“観光・レクリエーション拠点”に位置づけ，海辺の遊歩道，温泉地の街並み等の整った温泉街の形成を図る。また，指宿港周辺には，“流通・業務核”を配置する。

これらの核の周辺は，利便性，安全性，快適性が確保された環境の良好な住宅地の形成を図る。

指宿駅から商業・業務ゾーンを貫き，海までを“中央都市軸”と位置づけ，指宿市のメインストリートの形成を図る。

大山崎並びに本区域西側の斜面緑地は，自然系レクリエーション，景観形成地として樹林地を保全する。

また，住宅地と緑地に挟まれた田，畑は，その保全に努める。

^{やなぎた}柳田地域（^{にがつでん}二月田駅周辺，^{しんでん}新田地区，^{がたやま}潟山地区）

潟山地区は，宿泊施設，潟山運動公園，市民会館等の施設があることから，「環境温泉保養都市」としての本区域の中心地のひとつとして，“観光・レクリエーション拠点”に位置づけ，レクリエーション機能の強化を図る。

海岸線沿いは，“水と緑の軸”と位置づけ，海，海岸，砂浜，温泉が一体となった自然の豊かな市街地の形成を図る。

二月田駅付近の国道 226 号沿道は，“商業・業務ゾーン”と位置づけ，

幹線道路沿道の利便性を活かした商業地の形成を図る。

国道 226 号の東側の地区は、利便性、安全性、快適性が確保された環境の良好な住宅地の形成を図る。

また、潟山地区、国道 226 号の西側等の田、畑は、その保全を図る。

魚見地域

自然系レクリエーションの場となる魚見岳、知林ヶ島は、良好な自然環境の保全を図る。また、田、畑、及び田園集落は、その保全を図る。

指宿地域・今和泉地域

国道 226 号、J R 指宿枕崎線沿いを、“広域都市軸”と位置づけ、指宿市と鹿児島市方面との広域的な交通軸とする。

海沿いの樹林地は、景観形成地として保全に努める。また、田、畑については、その保全を図る。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は、近年、減少傾向にあり、今後もその傾向が続くものと予測される。

製造品出荷額、商品販売額は、今後、中心市街地の活性化等によって増加すると予測されるが、現在の商業・工業系の用途地域内でそれらの土地需要は収容可能である。また、十町地区等の土地区画整理事業や中心市街地の整備等を進め、計画的なまちづくりを行っていることから、本区域における急激かつ無秩序な市街化の拡大は見込まれないと判断される。

本区域のまちづくりを行う上では、良好な自然的環境を守っていく必要があるが、市街地周辺地域の優良農地や自然公園などは、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法の土地利用規制等により十分保全できるものと判断される。

以上のことから、本区域においては区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

主要用途の配置の方針

a 商業地

J R 指宿駅周辺地区に中心商業地を配置する。この中心市街地は、指宿市及び揖宿郡の中心としてのみならず、観光客を迎える「環境温泉保養都市」としての本区域の顔としての機能を担うことから、区域内外から人が集まり、人・もの・情報が活発に交流する中心商業地の形成を図る。

海岸線沿いの摺ヶ浜地区は、「環境温泉保養都市」としての本区域の中心のひとつとして、宿泊・商業・飲食等の機能が集積しまちなみの整った“観光・レクリエーション拠点”となる商業地の形成を図る。

J R二月田駅付近の国道 226 号沿道は、駐車場を適切に配置することにより、自動車利用客が訪れやすい商業地の形成を図る。

b 工業地

新田地区北側の一部には、周辺環境と調和する、緑地に囲まれた工業地を配置し、今後とも生産環境の維持を図る。

c 流通業務地

指宿港周辺に海上交通拠点・漁業機能を有する流通業務地を配置し、物流拠点・人的交流拠点の形成に努める。また、宮ヶ浜港周辺、魚見港周辺、今和泉漁港周辺に漁業基地の機能を有する流通業務地を配置し、物流拠点の形成に努める。

d 住宅地

摺ヶ浜から湊^{みなと}、潟山にかけての海岸沿いは比較的高密度の住宅地、国道 226 号東側の二反田川以南及び新田地区は、低密度の住宅地と位置づけ、良好な居住環境の維持・形成を図る。

土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

J R指宿駅周辺地区では、中心市街地の骨格をなす J R指宿駅周辺の土地の合理的かつ健全な利用と都市機能の向上を図るとともに、商業の高度化・活性化を一体的に進める。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

摺ヶ浜地区は、市街地と海とが一体となった建築物、街路及び海辺のデザインの誘導、整備によって、「環境温泉保養都市」にふさわしいまちなみの形成を図る。

湊地区は、土地の合理的かつ健全な利用と、幹線道路等の整備による都市機能の充実を図る。

十町地区は、水害の抑制と、土地の合理的かつ健全な利用、幹線道路等の整備による都市機能の充実を図る。

新田地区は、平坦な未利用地の有効利用を図り、幹線道路等の整備や計画的な住宅地の形成を図る。

c 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

d 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

e 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

緑の景観を形成する重要な景観資源，レクリエーション資源として，魚見岳周辺・瀧山地区，知林ヶ島や，大山崎の自然公園区域では，海岸と沿岸緑地からなる自然風致の維持に努める。

f 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

都市計画道路北町通線沿道では，南国情緒の感じられる道路景観を確保するため，計画的な都市的土地利用を図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては，広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要幹線道路として，国道 226 号，国道 269 号等が位置しており，南薩地域における地域間連絡及び，喜入町・鹿児島市，枕崎市方面を結ぶ交通の要衝である。

国道 226 号においては，歩行者の安全性と円滑な交通の確保を図る必要がある。また，JR 指宿駅と池田湖方面とを結ぶ新たな東西方向の幹線道路の整備を進める必要がある。

国道 226 号と県道下里湊宮ヶ浜線の 2 本の道路に挟まれた区域では，国道 226 号等の幹線道路の整備を進めることにより，生活道路を通る通過交通を減少させ，歩行者の安全性を確保する必要がある。

また，道路の整備にあたっては，街路樹・街灯・歩道のカラー化等により，「環境温泉保養都市」にふさわしい快適な道路空間の形成を図る必要がある。

さらに，高齢社会に対応し，公的交通機関の機能の向上や，バリアフリーに配慮した安全な歩行者空間の確保による交通弱者の移動手段の容易性を確保する必要がある。

このような状況を踏まえ，本地域の交通体系は，次のような基本方針のもとに整備を進める。

国道 226 号をはじめ，交通混雑の緩和に寄与する道路の整備を行い，利便性の向上や，生活道路の通過交通の減少，安全性の高い市街地の形成を図る。

健常者，身体障害者，高齢者，年少者の誰もが安全で快適な移動ができるよう，鉄道，バス，自動車等の適正な役割分担のもと，総合的な交通体系を計画する。

街路樹，街灯，歩道のカラー化・バリアフリー化等により，南国情緒の感じられる温泉街にふさわしい快適な道路景観づくりを行うとともに，交通施設等における歩行者の安全性，快適性を確保する。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域では、国道 226 号を主軸とし、広域交通に対処するとともに、都市内の交通を円滑に処理するため、以下の方針で適正に配置する。

種 別	配 置 の 方 針
主要幹線道路	都市間の広域的な交通を担い、歩行者の安全性や円滑な交通を確保するため、南北方向の軸となる下記の道路を配置し、整備を図る。 都市計画道路 3・6・1 号二月田大渡線（国道 226 号） 国道 226 号
都市幹線道路	都市内の円滑な交通処理を行うため、以下の道路を配置し、整備を図る。 南北方向路線： 都市計画道路 3・5・2 号瀧山丈六線（県道下里湊宮ヶ浜線） 都市計画道路 3・6・10 号弥次ヶ湯通線（市道弥次ヶ湯通線） 東西方向路線： （仮称）市道東方池田線（J R 指宿駅と池田湖方面とを結ぶ道路） 都市計画道路 3・4・6 号北町通線（市道北町通線） 都市計画道路 3・4・13 号柳田湯之里線（市道） 都市計画道路 3・6・3 号渡瀬通線（県道指宿停車場線）
その他	J R 指宿駅前広場は、中心市街地の整備に合わせて整備を図る。また、J R 二月田駅前広場の整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道 路	都市内の道路の整備 都市計画道路 3・5・2 号瀧山丈六線（県道下里湊宮ヶ浜線） 都市計画道路 3・6・3 号渡瀬通線（県道指宿停車場線）

下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域では、豪雨による浸水区域があるため、雨水排水対策が必要である。また、生活様式の多様化に伴い、生活雑排水処理が環境衛生上重要な課題となっている。

このような課題に対処するため、本区域では、公共下水道の整備による雨水排水や生活雑排水処理など、地域の実情に応じた処理体制の構築を進

め、公共用水域の水質保全，生活環境の整備に努める。

一方，都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害に対応するため，今後は，河川の整備だけでなく被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また，良好な都市環境と都市景観の形成のため，まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

現在，公共下水道の整備が完了している地区に隣接する地区の整備を順次進め，概ね 10 年後には，人口密度の比較的高い既成市街地及び周辺市街地の開発された地区を中心として処理が可能となる水準を目標とする。概ね 20 年後には，その後の市街化の進展に対応し，市街地のほぼ全域の処理が可能となるよう，整備を進める。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について，被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに，豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

「鹿児島県下水道等整備構想」や「指宿市下水道計画」に基づき，現在の公共下水道認可区域において処理が可能となるよう整備を進め，その後，計画区域における下水道の完成を目指し整備を進める。

汚水は，幹線管渠を經由し指宿市浄水苑で処理を行い，五間川を経て海へ放流する。雨水は，河川放流を行うとともに，二反田川流域では幹線管渠で集水し雨水ポンプ場から二反田川を経て海に排水する。

下水の処理能力の向上を図るため，潟口ポンプ場の整備を図る。

イ 河川

本区域には，新田川，二反田川及び湊川等の河川がある。このうち新田川については，治水上の安全性を確保するため，計画的な治水対策を進める。その他の河川については，都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は，次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
公共下水道	(雨水) 二月田排水区，新田川排水区の各一部 (汚水) 湯之里処理分区，北十町処理分区の各一部
河 川	普通河川 新田川

その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

住民が衛生的な居住環境の下で日常生活が送れるよう、ごみの分別収集の徹底、ごみの減量化等による資源循環型社会の構築や、運搬体制の合理化を進めるとともに、一般廃棄物、し尿の適正な処理を行う施設や、その他の施設の整備に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理については、指宿市清掃センターにて処理しているが、施設の老朽化への対応、適正なごみ処理を行うため、必要に応じて広域的な連携を図り、周辺環境への配慮に考慮しながら、施設のあり方を検討する。

イ し尿処理施設

指宿広域市町村圏組合において、指宿し尿処理施設、開聞し尿処理施設の2施設で処理を行っており、今後とも広域での処理体制を継続する。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する施設は特にないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は、JR指宿枕崎線、国道226号を中心に市街地が形成されている。市街地においては、土地区画整理事業の実施によって都市基盤整備を順次進めており、さらなる、生活環境の基盤となる都市基盤の整備を計画的に進める。

また、指宿市中心市街地活性化基本計画に位置づけられている地区は、観光都市としての機能の強化、地域住民・交流人口拡大の2つを目標とし、区域内外から人が集まり、人、もの、情報が活発に交流する市街地を目指し、景観形成、海辺のボードウォーク整備との連携を図りながら、指宿市中心市街地活性化基本計画のコンセプトである「元気を実現する街」にふさわしい商業地、住宅地の形成を図る。

上記の方針に基づき、本区域内で市街地開発事業を行う主要な区域は以下のとおりとする。

地区名	整備方針
湊地区	現在施行中の土地区画整理事業を継続的に実施し、土地の合理的かつ健全な利用と幹線道路等の整備による都市機能の充実を図る。
十町地区	現在施行中の土地区画整理事業により、土地の合理的

	<p>かつ健全な利用，幹線道路等の整備による都市機能の充実を図る。</p> <p>十町南部地区は，地元の合意形成を図りつつ土地区画整理事業の実施を目指す。</p>
指宿駅周辺地区	<p>中心市街地の骨格をなす指宿駅周辺の土地の合理的かつ健全な利用と都市機能の向上を図るとともに，商業の高度化・活性化を一体的に行うため，「中心市街地活性化基本計画」に基づき，土地区画整理事業の実現に努める。</p>

市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の主要な事業は，次のとおりとする。

事業名	地区名
土地区画整理事業	湊地区，十町地区

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針

本区域は，鹿児島湾に沿った平地と，池田湖から鹿児島湾に向けた傾斜地からなる。また，海岸，魚見岳，知林ヶ島等の特徴のある自然景観があるなど，自然環境に恵まれた区域である。

今後，これらの優れた自然環境の保全を図るとともに，海辺を活かした本区域の魅力づくり，スポーツ，レクリエーション需要，災害時における避難地の確保等に対処するため，各種機能に応じた公園・緑地を適正に配置し，良好な環境づくりを目指す。

主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全システムの配置	魚見岳，知林ヶ島，大山崎	本区域を一望できる魚見岳，その沖の知林ヶ島及び大山崎は，自然風致の維持と自然環境の活用との共存を図る。
	宮ヶ浜から瀬崎の海沿い	海沿いの緑地を活かし，緑のネットワークの形成を図る。
	潟山地区	潟山地区では，野鳥が生息する自然環境の保全に努める。
	東方，十二町斜面地林	清見岳から東側への傾斜地の林は，市街地の外縁部の緑地として保全に努める。
	市街地内の緑地	良好な寺社の緑等の保全に努める。

b レクリエーションシステムの配置	区域全体	レクリエーション需要に対処するため、土地利用形態等を勘案して公園緑地等の種別に応じ、適切に配置、整備を進めることにより、総合的なレクリエーション機能の充実に努める。
	知林ヶ島	“自然と人とが共生するいやしの島”づくりを目指し、自然風致の維持と自然環境の活用が共存した、利用施設の整備を進める。
	瀧山地区	運動公園、陸上競技場、体育館、サンシティホール等の既設のスポーツ・レクリエーション系施設と、隣接地において新たに整備する運動施設からなる運動公園の整備を進める。
	摺ヶ浜地区	天然砂むしのある砂浜の再生を図り、温泉・食・運動・休養を融合させた、健康増進のための新しいレクリエーション拠点の形成に努める。
	橋牟礼川公園及び周辺	橋牟礼川遺跡のある指宿橋牟礼川公園の周辺では、歴史の感じられる歩行者道を整備し、公園の魅力の向上を図る。
c 防災システムの配置	観音崎	本区域の北の玄関口である観音崎に、風致公園（道の駅）の整備を進める。
d 景観構成システムの配置	区域全体	防災対策の一環として、避難場所、緑地等を配置し、都市内のオープンスペースの確保を図る。
	魚見岳、知林ヶ島	本区域を一望できる魚見岳、知林ヶ島、大山崎は、優れた自然景観地の維持に努める。また、知林ヶ島への砂州の保全に努める。
	鹿児島湾	鹿児島湾の海辺の景観を活かし、白い砂浜づくりや海辺の散歩道等の整備を図る。
	道路景観	温泉街にふさわしい、南国情緒の感じられる街路樹による、幹線道路等の道路景観の形成に努める。

実現のための具体の都市計画制度の方針

都市公園、その他の施設緑地は、土地区画整理事業、都市公園事業等を活用し、整備を進める。

魚見岳や、海沿いの瀧山・摺ヶ浜地区は、良好な自然風致の維持に努め

る。

主要な緑地の確保目標

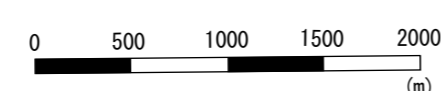
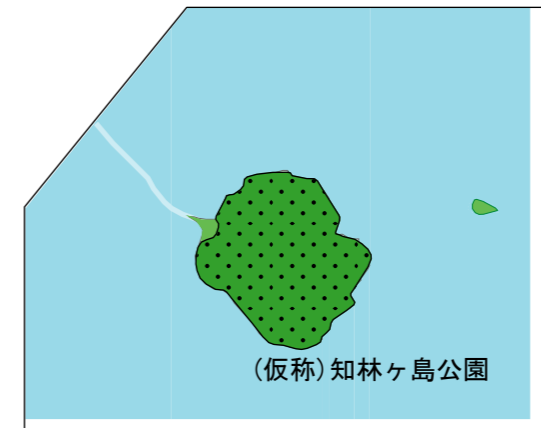
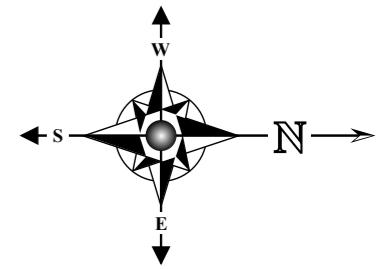
a 概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種別	名称等	規模
風致公園	観音崎公園	約 1.2 ha
運動公園	(仮称) 潟山総合運動公園	約 6.8 ha
街区公園	(仮称) 湊1号街区公園	約 0.2 ha
自然公園	(仮称) 知林ヶ島公園	約 5.2 ha

b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね 10 年以内に地域地区指定を行う予定の地区は無いが、必要に応じ、緑地保全地区等の地域地区を指定するものとする。

指宿都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



凡例

住宅地	流通業務地	市街地開発事業・住宅系 (概ね10年以内に整備)	港湾・漁港	主要幹線道路 (概ね整備済み)	公園・緑地 (概ね10年以内に整備)
商業地	農業ゾーン	市街地開発事業・商業系 (概ね10年以内に整備)	河川・海・湖沼	主要幹線道路 (概ね10年以内に整備)	公園・緑地
工業地	樹林地ゾーン	観光・レクリエーション地区	鉄道	主要幹線道路 (概ね10年以降)	
				都市幹線道路 (概ね整備済み)	
				都市幹線道路 (概ね10年以内に整備)	都市計画区域界
				都市幹線道路 (概ね10年以降)	行政区域界

注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、
 具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
 注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、
 整備の完了時期を明示したものではありません。